

【参考資料】

議案第76号 朝霞市施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の基準を定める条例を廃止する条例

こども・健康部保育課

1 提案する理由

令和元年の子ども・子育て支援法の改正により、認可外保育施設について県等に届け出を行い、国が定める基準を満たした認可外保育施設等に通う、保育の必要性の認定を受けた児童が無償化の対象となった。

ただし、認可外保育施設指導監督基準を満たさない施設においても、施設が県等に届け出をしていれば、令和6年9月末までの5年間、経過措置として無償化の対象とされた。

本市では、利用者の安全性を鑑み、朝霞市施設等利用費の支給に関する認可外保育施設の基準を定める条例を施行し、市が国の基準を満たす施設として確認を行った施設を無償化の対象施設として認めることとした。

このたび、本年9月末を持って、規準を満たさない認可外保育施設に対する経過措置期間が終了することに伴い、無償化の対象施設については、基本的に国の基準を満たす施設に限定されることとなるため、対象となる施設が条例の内容と同一になることから、本条例を廃止する。

2 施行年月日

令和6年10月1日

担当

こども・健康部保育課保育支援係  
電話048-463-6720